

平安京西京極大路の地割遺構

金田章裕

1 平安京条坊と条里プラン

平安京の造営は延暦一二年（七九三）に始まり、翌三年に長岡京から遷都した。一方、山城国久世郡の条里プランは天平一五年（七四三）には完成していたから、山城国諸郡の条里プランもこの頃に完成していたから、¹⁾従って、平安京の条坊は既存の条里プランの上に、その一部を消去する形で成立したことになり、周知のよ²⁾うに、貞観一五年（八七三）の広隆寺資財帳と仁和三年（八八七）の広隆寺資財交替実録帳³⁾に、葛野郡七条牛養里二町八段二九七歩の所在を条里呼称で示した上で「既入京」と注記しているのが、このプロセスを最も端的に示している例である。

平安京南辺の南京極大路すなわち九条大路については、

九条家文書中の史料や地籍図にみられる地割形態によって、その地割遺構をすでに報告した⁴⁾。また、平安京の範圍と、その範圍にかかわった葛野・紀伊・愛宕各郡の条里プランとの関係についても、既に図示したことがある⁵⁾。小稿の目的は、これに加えて、平安京西辺すなわち西京極大路の遺構について報告をすることにある。現在は市街地化してしまっているために、その地表遺構を確認することが困難であるが、旧地籍図にみられる地割形態には、明らかに西京極大路の地割遺構と判断されるものが存在するからである。

具体的な西京極大路の地割遺構を示す前に、平安京縁辺における、条坊プランに従った区画・道路との関連の特異性についてふれておきたい。例えば、平安京東側の鴨川東岸では、長保四年（一〇〇二）に所領の四至を「限南九条大路末、限北三条大路末」などと表現し、本来の愛宕郡条里プランによる坪付と併用している例があり⁶⁾。同様の例は南側の京域外でもみられるから、類似の例は平安京の周辺では珍らしくなかったものと考えられる。ただし、このような平安京の大路の延長が、必ずしも直線ではなく、また条里プランの里・坪の境界線などとの混乱を引き起こしている例もある⁸⁾。このような状況を反

映して、平安京周辺の部分では、地割形態にもまた、条里プランのみでなく、条坊プランの延長の影響も加わり、しばしば複雑・混乱した形状がみられることが多い。

2 平安京西京極大路の遺構

「既入京」とされた広隆寺領は、前述のように葛野郡七条牛養里の土地であり、同里西端の一三坪・二四坪のそれぞれ二一六歩・二段七二歩が対象であった。一方、同文書によって、この西側の六条並里では、東側から二列目にあたる二九坪と三二坪に同寺領が所在したが、この場合は京域外であったとみられる。従って、この坪付史料のみによっても、平安京西端が、葛野郡六条の東側二カ坪分および七条の西側一カ坪分のうち、すなわち東西三〇〇メートル余の中に位置したことが知られることになる。

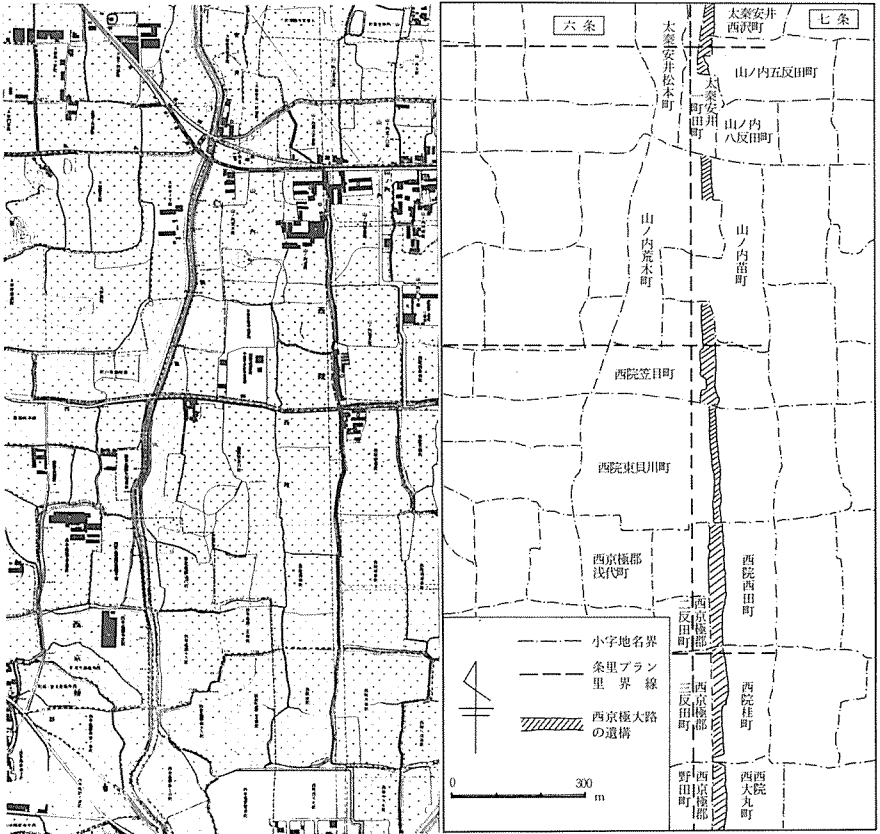
ところで、葛野郡の条里プランは先に福山敏男によって復原され、筆者がそれを修正した⁹⁾。これによって、六・七条の境界付近を示すと第一図のようになる。同図は大正一一年測図の三〇〇〇分の一京都市都市計画基本図によったものであり、すでに述べたような西京極大路の位置は、小字太秦安井西沢町・山ノ内五反田町・太秦安井

一町田町・山ノ内荒木町・山ノ内苗町、西院笠目町・西院東貝川町・西院西田町・西院桂町・西京極郡二反田町等のいずれかの部分に相当することになる。第1図の北側には安井の集落があり、その北側は妙心寺境内である。

中世に建立された妙心寺境内付近では、平安京の地表遺構を発見できる可能性が少なく、第1図の南側一帯の場合には桂川の氾濫に起因すると考えられる乱れた地割形態が卓越する。従って、西京極大路の地割遺構をさがすためには、第1図の範囲が最も有効であろうことになる。

さて、前述のような南北に並ぶ小字の東側には、第1図にみられるように約一三〇メートル間隔の径溝網が分布し、西側部分では不明瞭ながら、これより少し狭い約一〇九メートル間隔の方格径溝網がみられる。平安京の坊は、延喜式に「町十六、各卅丈」とあり、町の一边は約一二〇メートルとなる。これに大路・小路の道路の幅員各一二丈、四丈を加えると、大路・小路の配置によって違いが出てくるものの、一三〇メートル前後の数値となる。従って、約一三〇メートル間隔の方格パターンは平安京条坊プランの、約一〇九メートルのそれは条里プランの遺構である可能性が高いことになる。

そこで、京都市の明治末頃と推定される小字ごとの地



第1図 葛野郡六・七条境界付近の京都市都市計画図(大正11年測図一左図、縮小)と関連小字地名および西京極大路の遺構(右図)

籍図（字切図）によって地割形態の検討を進めてみたい。前述のように既に市街地化しているために、現地で旧地割形態をたどることが困難であり、また大正一一年測図の三〇〇〇分の一図も、一筆ごとの地割形態を描いていない。従って、この字切図が現在のところ最も統一的に旧地割形態を確認できる手段である。

さて、前掲の小字のうち、西院笠目町は偶然にも、葛野郡六条の東側二カ坪分と七条の西側の坪に相当する部分を占める。すなわち、先の推定に従えば、この小字の範囲内を西京極大路が南北に縦貫していた筈である。第2図のように、西院笠目町の東端部には、不整形ながら一三〇メートルの正方形の区画に由来するとみられる地割形態がある。一方西側には、これより規模の小さな正方形区画に起因する地割形態が存在し、一〇九メートルの方格からなる条里地割と考えられる。すなわち、先に三〇〇〇分の一図で推定した平安京条坊プランと葛野郡条里プランとの接点が、まさしくこの小字内に存在したことを確認することができる。しかも、東側の一三〇メートル方格と西側の一〇九メートル方格の間には、第2図に斜線で示したように、幅が条里プランの方格の三分の一度、すなわち約三〇メートル余りの南北方向の

地割列が存在する。その位置は、葛野郡条里プランの七条のまさしく西端の坪に相当する。従って、これが、西京極大路の地割に残された遺構とみられることになる。

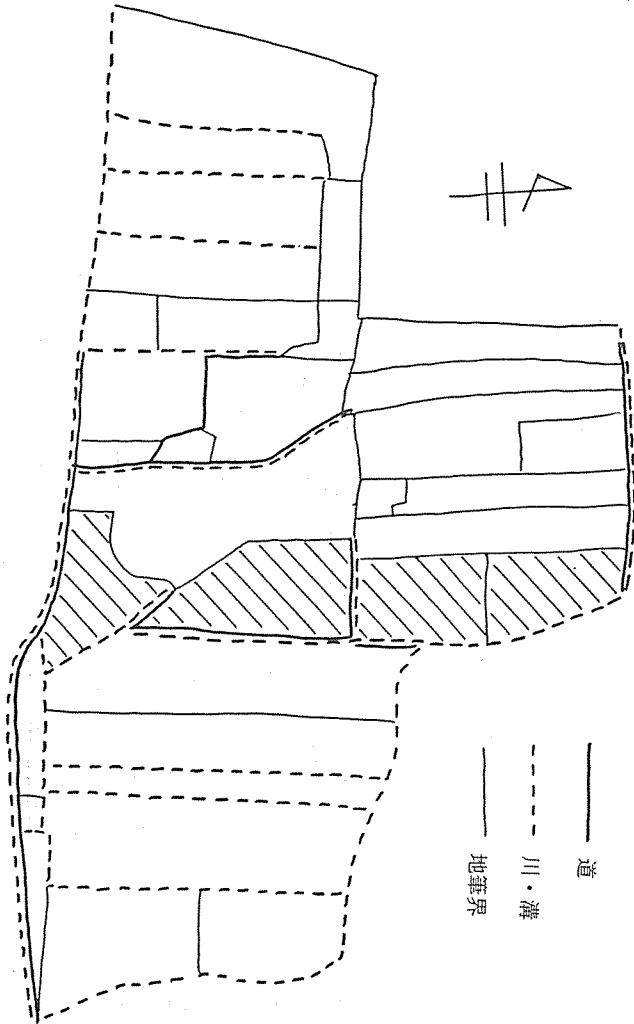
この西院笠目町の南側に接続する西院東貝川町の東半部が第3図である。ここにも第2図中央部からの地割列が連続しており、小さな川が、その一方を流れたり、両側を流れたりしており、いかにも道路遺構にふさわしい形状である。しかも、東側の条坊プランの大きな方格と西側の条里プランの小さな区画がこの南北の地割列を境として、東西でくい違いを示しており、これもまた平安京西端の状況として全く矛盾はない。

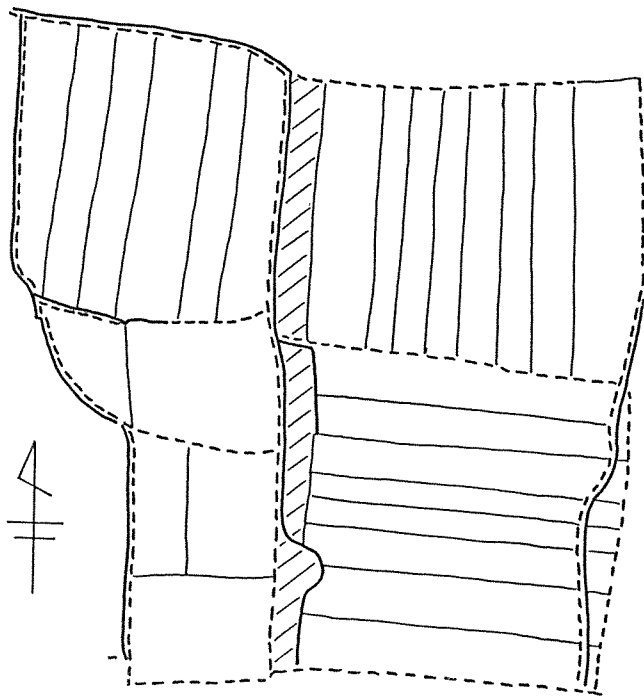
第3図の南側に連続するのが、第4図の西院西田町である。この図では、西京極大路の遺構、平安京条坊プランの遺構、条里プランの遺構が、第2・3図の場合より一層明瞭に地割形態として残存している。

類似の地割形態は、この南側に接続する西院桂町・西院西大丸町の部分においても確認することができる。

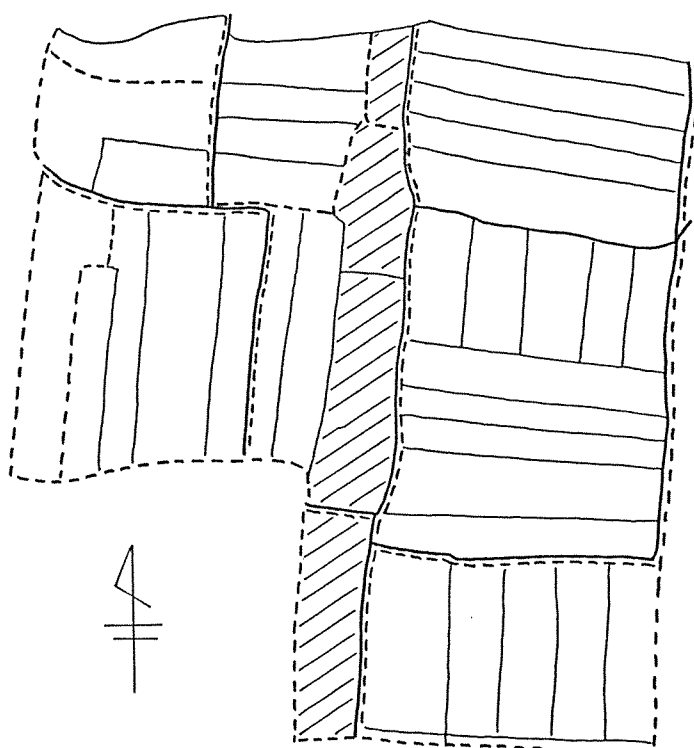
同様に、第2図の西院笠目町から北側へも遺構をたどることができる。すぐ北側の山ノ内荒木町の字切図を発見することができるが、その北側の山ノ内苗町北西端へと西京極大路の遺構は続く。さらに北側の太秦安

第2図 西院笠目町の地割形態





第3図 西院東貝川町の地割形態



第4図 西院西田町の地割形態

井一町田町の字切図も発見できなかったが、類似の地割列は山ノ内五反田町西端、太秦安井西沢町西端、太秦安井奥畑町東端へと続くことが知られる。

このように、西京極大路の遺構と考えられる地割列は、第2図と第4図の場合に相対的に幅が広く、第3図の場合には相対的に狭く描かれている。字切図の縮尺は一般に必ずしも正確ではないから、字切図に表現された地割列の幅をそのまま計測して安易に結論付けることはできない。しかし、延喜式に記載された西京極大路の幅員が一〇丈であるから、約三〇メートルであったことになり、第2・4図の表現と類似することになる。

以上のように検討を進めると、ここでたどってきた地割列を平安京の西京極大路の地割遺構と判定して間違いないであろう。

3 若干の見通し

小稿において報告した平安京西京極大路の遺構は、貞観一五年と仁和三年の広隆寺領の坪付史料によって所在の範囲を限定し、その範囲内における地割形態を検討することによって確認したものであった。ところが、この結果は同時に、他の方法で復原された平安京域とも合致

するものであるから、正しく西京極大路の遺構を確認し得たことになる。

平安京の諸遺構として従来より正確な位置が確認されているのは、現存の東寺の講堂・金堂・南大門、西寺の遺構、三条西殿の遺構など、ほとんどが朱雀大路付近ないし左京関係であったから、これに平安京西端の位置を加えることによって、いくつかの問題の検討が可能になる。例えば、杉山信三に従って、東寺の南大門と金堂の中心点を結ぶ中心線と、西寺の同様の中心点との中心線が平安京朱雀大路の中心線であったとすれば、これと平安京西辺（例えば、前掲第1図小字西院桂町西側との距離を二五〇〇分の一図で測定してみると、二三三七、五メートルの値が得られた。仮りに、延喜式の記載によって右京の東西幅を七五四丈とすれば、当時の一尺は〇、二九六七五メートル、現尺の〇、九七九に相当する長さであったことになる。もちろん、この数値がそのままでは正しい結論となるわけではないが、このような用尺の検討の上においても、西京極付近の地割遺構が新たなデータに結びつくことには間違いがない。右京が承和九年（八四二）にすでに「今百姓悉遷於東」¹⁶⁾とされ、早くさ

も十分に確認し得るわけであり、地籍図による地割遺構の検討が、平安京城においても一部分において有効であることが知られる。

(注)

- (1) 金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂、一九八五年、四八・四九頁
- (2) 『平安遺文』一卷一六八号
- (3) 『平安遺文』一卷一七五号
- (4) 金田、前掲(1)四二二～四四三頁
- (5) Akihiro Kinda, *The Jori Plan in Ancient and Medieval Japan, Geographical Review of Japan*, Vol. 59 (Ser. B), No. 1, pp. 1-20, 1986.
- (6) 金田、前掲(1)一〇三～一〇四頁、『平安遺文』二卷四二一
- (7) 金田、前掲(1)
- (8) 金田章裕「古代・中世絵図類における条里プランの表現をめぐって」、水津一朗先生退官記念事業会編『人文地理学の視園』大明堂、所収、一九八六年
- (9) 福山敏男「山城国葛野郡の条里について」、『歴史地理』七一一四、一九三八年
- (10) 金田、前掲(1)、二〇九～二一九頁
- (11) 『延喜式』左右京職、京程
- (12) 第3図の場合、道路遺構が同図に示した幅の二倍程度であ

- (13) 前掲(1)
 - (14) 例えば、足利健亮『日本古代地理研究』大明堂、一九八五年、図4-2(一一八頁)
 - (15) 杉山信三「平安京の造営尺について」、『史迹と美術』三四二号、一九六四年
 - (16) 『続日本後紀』承和九年一〇月庚辰条
- った可能性もある。同図北半部では東側のもう一筆が道路敷であったかも知れず、南半部では東側の東西方向に長い各地筆が西側に向って道路を蚕食する形で延びて来た可能性が想定されるからである。